

## 富士宮市業務委託契約約款

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）の委託契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の仕様書、設計書及び図面（業務説明書及び業務説明に対する質問回答書を含む。以下これらの仕様書、設計書及び図面を「設計図書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（契約書、この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 設計図書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

(業務実施計画表)

第2条 受注者は、発注者から求めがあった場合は、この契約締結後7日以内に、設計図書に基づいて業務委託実施計画表を作成し発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により業務委託実施計画表が提出されたときは、遅滞なく、これを審査し、この内容が不相当であると認めたときは、受注者に修正を求めることができる。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第4条 受注者は、業務の全部又は大部分の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(暴力団関係企業等による再委託等の禁止等)

第5条 受注者は、第23条第1項第8号アからオまでのいずれかに該当する者（以下「暴力団関係企業等」という。）を下請負人としてはならない。

2 受注者は、その受託した業務に係る全ての下請負人に、暴力団関係企業等と当該業務に係る再委託契約を締結させてはならない。

3 受注者が、第1項の規定に違反して暴力団関係企業等を下請負人とした場合又は前項の規定に違反して下請負人に暴力団関係企業等と当該業務に係る再委託契約を締結させた場合は、発注者は、受注者に対して、当該契約の解除（受注者が当該契約の当事者でない場合において、受注者が当該契約の当事者に対して当該契約の解除を求めることを含む。次項において同じ。）を求めることができる。

4 前項の規定により発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたことによって生ずる受注者の損害及び同項の規定により再委託契約が解除されたことによって生ずる再委託契約の当事者の損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。

(監督員)

第6条 発注者は、監督員を定めたときは、書面によりその氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、設計図書に定めるところにより、受注者又は受注者の業務代理人及び関係法令の規定による技術者（以下「業務代理人等」という。）に対する指示、承諾又は協議を行うものとする。

（業務代理人等）

第7条 発注者が設計図書により業務代理人等を求めたとき、又は受注者が業務代理人等を定める必要があるときは、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

2 業務代理人等は、業務の処理に関し、この約款に基づく受注者の一切の権限（業務委託料の変更、請求及び受領並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務代理人等に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

（業務の調査等）

第8条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の処理状況について、受注者に対して報告を求め、又は自ら調査することができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要があると認めるときは、書面により受注者に通知して、業務の内容を変更し、又は業務の全部又は一部の施行を一時中止させることができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面をもって定める。

2 前項の場合において、業務の内容の変更又は一時中止に伴う費用の増加を必要とし、又はこれにより受注者が損害を受けたと認められるときは、発注者は、当該増加費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合における負担額又は賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

（履行期限の延長）

第10条 受注者は、天候の不良その他その責めに帰することができない理由により履行期限までに業務を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なく、その理由を明らかにした書面により履行期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者が協議して書面をもって定める。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期限を延長しなければならない。発注者は、その履行期限の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(損害の負担)

第11条 業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものは、発注者が負担する。

(天災その他の不可抗力による損害)

第12条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）であつて、発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「天災その他の不可抗力」という。）により、業務の一部で完了した部分（以下「出来形部分」という。）、仮設物、現場に搬入した業務材料又は機械器具に損害を生じたときは、受注者はその事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び火災保険その他の保険等により補填されるものを除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を書面により受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、発注者に対して書面により損害額の負担を求めることができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害額の負担の請求があつたときは、当該損害の額（出来形部分又は通常妥当と認められる仮設物、現場に搬入した業務材料若しくは機械器具であつて記録等により確認し得るものに限る。以下この条において「損害額」という。）のうち業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、発注者と受注者が協議して定める。

(1) 出来形部分に関する損害

損害を受けた出来形部分に相応する業務委託料とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 業務材料に関する損害

損害を受けた業務材料に相応する業務委託料とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は機械器具について、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少

額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる天災その他の不可抗力により損害額が累積した場合における第2次以降の天災その他の不可抗力による損害額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

7 天災その他の不可抗力によって生じた損害の取片付けに要する費用に関しては、発注者と受注者が協議して定める。

(業務完了報告)

第13条 受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく書面により発注者に報告しなければならない。

(検査及び引渡し)

第14条 発注者は、前条の規定による報告を受けたときは、その日から起算して10日以内に受注者の立会いの上業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、発注者は、当該検査の結果を書面により受注者に通知しなければならない。

2 発注者が前項の規定により検査に合格した旨の通知をしたときは、業務の成果物の引渡しが行われたものとみなす。

3 受注者は、第1項の検査の結果当該成果物の修補を命ぜられたときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして、前条及び前2項の規定を適用する。

(業務委託料の支払)

第15条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、書面により業務委託料の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けた日から起算して30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(部分引渡し)

第16条 業務の一部が完了し、かつ、可分のものである場合において、受注者の書面による同意を得たときは、発注者は、当該完了した部分について引渡しを受けることができる。この場合において、受注者は、当該完了した部分に相応する業務委託料（以下「業務委託料の一部」という。）の支払を請求することができる。

2 第13条から前条までの規定は、前項の規定により業務の一部の引渡し及び業務委託料の一部の支払をする場合について準用する。

(第三者による代理受領)

第17条 受注者は、発注者の承諾を得て、業務委託料の全部又は一部の受領につき、第

三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第15条（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払をしなければならない。

（契約不適合責任）

第18条 発注者は、業務の成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（契約不適合責任期間等）

第19条 発注者は、引渡された成果物に関し、第14条第2項又は第3項（第16条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において「引渡し」という。）を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請

求等をしたものとみなす。

- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法（明治29年法律第89号）第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（検査遅延の場合における損害金等）

第20条 発注者がその責めに帰すべき理由により第14条第1項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、第15条第2項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとし、当該遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなす。この場合において、受注者は、その超える日数に応じ、第30条第2項の計算の例により計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（発注者の任意解除権）

第21条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第23条に規定する場合のほか必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 第28条第1項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、発注者と受注者が協議して決める。

（発注者の催告による解除権）

第22条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念

に照らして軽微であるときはこの限りでない。

- (1) 業務を履行しないとき、又は履行期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 正当な理由なく、第18条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の成果物を引渡すことができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（富士宮市暴力団排除条例（平成24年富士宮市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (8) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
  - イ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する

など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ アからエまでに該当するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク 発注者が第5条第3項の解除を求め、受注者が正当な理由がなくこれに従わなかったとき（キに該当する場合を除く。）。

(9) 公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に基づく排除措置命令を行い、当該命令が確定したとき。

(10) 公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして受注者に対し、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。

(11) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定に該当して有罪の判決を受け、当該判決が確定したとき。

(12) 第25条及び第26条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。  
（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第24条 第22条各号又は第23条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第25条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第26条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第9条第1項の規定により業務内容を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第9条第1項の規定により業務の施行の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。

2 第21条第3項及び第28条第1項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合について準用する。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第27条 第25条又は前条第1項に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第28条 発注者は、第22条各号又は第23条各号の規定によりこの契約を業務の完了前に解除したときは、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分について引渡しを受けるものとし、引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた部分に相応する業務委託料を受注者に支払わなければならない。

2 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については、発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第29条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期限内に業務を完了することができないとき。

(2) この成果物に契約不適合があるとき。

(3) 第22条各号又は第23条各号の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金が免除され、又は減額されているときは、受注者は、前項の損害賠償に代えて、業務委託料の10分の1に相当する額又は業務委託料の10分の1に相当する額から当該契約保証金を控除した額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第22条各号又は第23条各号の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

(2) 業務の完了前に受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11

年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合において、履行期限経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は、受注者から損害金を徴収して履行期限を延長することができる。
- 6 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、業務委託料から出来形部分に相応する業務委託料を控除した額につき、政府契約の支払遅延防止に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率(以下単に「財務大臣が決定する率」という。)により計算した額とする。
- 7 第23条第9号、第10号及び第11号のいずれかに該当するときは、受注者は、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、当該契約による業務委託料の10分の1に相当する額(発注者に生じた実際の損害額が業務委託料の10分の1に相当する額を超える場合は、当該損害額)を発注者が指定する期間内に支払われなければならない。業務が完了した後も、同様とする。
- 8 発注者は第3項及び前項の場合(第23条第7号又は第8号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって第2項の違約金及び前項の賠償金に充当することができる。
- 9 第22条各号又は第23条各号の規定によりこの契約が解除された場合において、契約保証金が納付されているときは、当該契約保証金は、発注者に帰属する。

(受注者の損害賠償請求等)

第30条 受注者は発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第25条又は第26条第1項の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第15条第2項(第16条第2項において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払が遅れた場合には、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(相殺等)

第31条 発注者は、受注者がこの契約に基づく違約金、損害金又は賠償金を発注者の指

定する期間内に支払わないときは、受注者に支払うべき業務委託料その他の金銭債務とこれを相殺し、なお不足があるときは、これを追徴することができる。

下記2条は、業務(契約)内容に応じて適宜追加してください。

情報セキュリティポリシーの遵守⇒デジタル推進課 個人情報保護⇒行政課

(情報セキュリティポリシーの遵守) 富士宮市情報セキュリティ基本方針 4適用範囲

第〇〇条 受注者は、この契約による業務を処理するため情報資産を取り扱うに当たっては、別添「情報セキュリティポリシー遵守特記事項」を遵守しなければならない。

(個人情報の取扱い) 富士宮市個人情報取扱委託指針 3委託に当たっての措置

第〇〇条 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別添「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(秘密の保持等)

第32条 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を漏らしてはいけない。

2 受注者は、業務の成果物(業務の履行過程において得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(届出書、通知書等の様式)

第33条 この約款に基づき受注者が発注者に対して提出すべき届出書、通知書等の様式は、発注者の定めるところによる。

(雑則)

第34条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。